

認定特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会の理事ならびに監事（以下「役員」という）の報酬の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補足)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

2015年1月7日施行